

令和6年災_現場代理人の常駐義務の緩和措置

本案件は、令和6年災_現場代理人の常駐義務の緩和措置の対象工事です。
入札の際には、下記の事項を十分確認していただき、遺漏のないようお願いします。

記

確認①

本市が発注している同種工事（土木一式又は舗装に限る。）について特に認める場合は、2件を超えて現場代理人の兼任を可能とすること。

確認②

現場代理人との直接的雇用関係が、本案件の契約締結の日の前日までに成立していること。

確認③

発注者又は監督員の求めに応じて、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能であること。

確認④

それぞれの工事現場が、概ね直線距離で10キロメートル以内であること。

確認⑤

それぞれの工事の請負代金額が、4,500万円未満であること。

確認⑥

設計変更により、いずれかの工事の請負代金額が、確認④の額以上となった場合、当該兼任ができなくなるものであること。

【留意事項】

- ・ 「現場代理人・主任技術者等選任（変更）通知書」と同時に、「現場代理人兼任届出書」をそれぞれ兼任する工事の契約担当課に提出すること。
- ・ 現場代理人は、一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理すること。
- ・ それぞれの現場において、監督員と常に連絡を取れる体制を確保しておくこと。
- ・ 安全管理の不徹底に起因する事故の他現場体制に不備等が生じた場合は、当該兼任の取消しその他の措置をとる場合があること。